

## 慶留間島沖合での不発弾処理に伴う入水規制区域の設定について

阿真ビーチ沖合において、令和7年6月8日に発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により、次のとおり入水規制区域を設定します。

- 1 日時  
令和8年5月21日（木）午前8時30分から不発弾処理作業完了まで
- 2 入水規制区域の範囲  
別図のとおり

令和8年4月10日

座間味村長 宮里 哲

